

## 秋田地方裁判所委員会第2回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成16年2月24日（火）午後1時45分～午後4時

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

虻川高範，今泉秀和，鎌田恵子，菅美千世，高橋真，平谷正弘，前川重明，  
見上裕子，横山智也，米澤實

（説明者）

田村刑事部総括裁判官，籠谷事務局長

（庶務）

近藤事務局次長，今野総務課長，鈴木総務課課長補佐，古関庶務係長

### 4 議事（5階大会議室）

(1) 開会宣言（総務課長）

(2) 傍聴事件についての説明（委員長）

### 5 法廷傍聴（3階2号法廷）

道路交通法違反被告事件について傍聴

### 6 委員会再開（5階大会議室）

(1) 刑事の法廷傍聴事件について

（傍聴事件を担当した田村刑事部総括裁判官より，傍聴した事件に言及しながら，刑事裁判の手續及び傍聴事件についての解説をするとともに，当裁判所における刑事事件の動向，特徴等について資料に基づき説明。以下，□が委員長，■が委員，○が説明者側の発言）

■ 今日の事件は，3月8日に判決言渡期日が指定されたが，判決言渡日までの期間は，通常このくらいか。また，それまでの間に，検察官や弁護人と話をするということがあるのか。

○ 判決言渡日まで，どのくらいの期間をとるかは，ケースバイケースである。事件の複雑さや，開廷日の関係，調書を整理する書記官の事務等のことを考慮して

判決言渡期日を指定している。また、裁判所は、法廷に提出された証拠以外から心証を取ってはいけないことになっているので、判決までの間に、法廷外で関係者に接触することはない。

- 今日の道路交通法の事件の裁判が、地下の道交法廷ではなくて、普通の法廷で行われたのはどうしてか。
- 地下の道交法廷を利用する事件は、簡易裁判所で罰金刑となる略式起訴の事件に限られる。今日の事件は道路交通法違反事件であるけれども、地方裁判所に公判請求があり、通常のパブリックの法廷で審理を行った。
- 久々に法廷を見たが、近代的になり、厳めしさもなくなったように思った。書記官は、法廷での内容を記録するにあたり、速記ではなく、テープを取っているのか。
- 書記官は、バックアップのためにテープは取っているが、基本的には手控えを取って要領調書を作成している。
- 私は保護司をしているが、被告人等が私の元に来るまでは罪を犯してから相当な時間を経ている。その間検察官や弁護士、裁判官など、色々な角度から自分の犯した事の反省を求められたり、聞かれるなどして、自分の中で罪を整理し、立ち直りのための時間を持つようにされているのだと思った。裁判官も非常に丁寧に、きちんと審理しているとの印象を受けた。
- 証拠調べ手続の中で、検察官は、犯罪事実の立証のための証拠を詳細に説明していたことが印象に残った。しかし、とても早口で、傍聴している私たちにはよく分からなかったところがあったが、それでも裁判官は、メモがとれるのか。
- 本日の検察官は、十分聞きやすい方であったと思う。もっと早口の場合もある。時間の関係もあるので、ゆっくりやられては困るところもある。
- 私も、聞き取れなかった。関係者の方はどの程度理解しているか、疑問があった。
- 今日の法廷では、裁判官は、検察官から提出された冒頭陳述書という書面を見ながら聞いているので、より理解し易かったといえるかとも思う。

私自身は、今日の裁判は一般の委員の方が見ても非常にわかりやすいものだったのではないかとの印象を持った。しかし、今のわかりにくかったという感想を聞いて、一般の方との感覚の違いを痛感した。

- 証拠もたくさん提出されて、裁判官とか書記官は大変だと実感した。証拠を説明している間、一般の人がどの程度理解できるのかなと私も思った。
- 裁判員制度が導入されれば、先ほどのやりとりを一般の方が聞いて、審理及び判決をしてもらうことになるので、いろいろな場面で、一般の人がわかりやすいように工夫していく必要があるものと考えます。
- 今日法廷で提出された書類は、裁判所に保管されるのか。
- そういう事になる。法廷を開く前に提出される事は絶対はないが、証拠を調べた後にはそれらの書類を裁判官が、じっくり検討することになる。もっとも裁判官は、訓練によって、法廷において全神経を集中し、提出された証拠を見たり、被告人の顔を見て質問をしながら、法廷での審理を終結させる時までには事件の全ぼうを理解し、量刑も含めて心証をとれるようにしている。
- 裁判官が被告人を諭すところが想像していたものと違っており、とても感銘を受けたし、ソフトな感じがして良かったと感じた。
- 私は以前、東京地検の特別公判部というところで勤務したことがあるが、そこで扱う事件は立証事項がとても多くなる。証拠の数も400～500位はある。そのような場合、要旨の告知はそんなに時間を掛けることができない。そこで、冒頭陳述を詳細にして事件の概要を詳しく説明するなどの工夫をしていた。

1 回期日で結審する案件についても、私の場合は、要旨の告知を詳細にするよりは、事件の全ぼう、ストーリーが早くわかるように、冒頭陳述を詳しくしている。傍聴人にとっても、一つ一つの証拠を説明されるよりも、証拠が冒頭陳述の中の、どの事実とつながっているのかを説明してもらった方がわかりやすいと思う。

一回の期日で結審までいく事件の場合には、なるべく早く裁判官に事案の概要を把握してもらい、被告人質問が充実するように冒頭陳述を詳しくするようにしている。本日の要旨の告知については、私としては丁寧であったと思う。
- 話す中味が当事者本人や傍聴人に分かりにくいというのは、民事の裁判についても同じ事が言えると思う。弁護士は、普通は、裁判等が終わった後、依頼人等に対し、裁判官等の発言について説明する場合はほとんどである。刑事事件について言えば、被害者、家族、被告人本人ですら内容がわからないという場合が多い。書面で提出されているものでも、被告人本人には交付されないため、その内容がわかりにくいものと思われる。論告・求刑についても最後の求刑については、

注意して聞くので、よくわかるかもしれないが、その他の部分は、理解していないと思われる。被告人や被害者にも書面を交付する事を検討する必要があるのではないかと思う。

- 検察官が被告人に何かを示して確認することがあったが、あれは何か。
- 証拠のうち、写真や図面や証拠物など、目で見た方がわかりやすい証拠は、被告人に示すことになっている。被告人に示し、説明をし、場合によっては自分のものかどうかなどの確認などすることもある。
- 今日、初めて法廷を傍聴した。あの短い時間の中で色々な事があるのだと知り、改めて裁判官の仕事は大変だと感じた。裁判官の人柄もあると思うが、穏やかな中で審理が進み、刑事事件の印象は、自分の中で固定していたが、意外という感じがした。一般の人も、模擬裁判でもいいから見る機会を持っていかなければならないと感じた。

## (2) 裁判所からの情報発信について

- ホームページの更新状況及び今後の更新予定について、資料を示して説明。
- 次に、前回、委員の方から「小中学生に対する司法教育が必要」という趣旨の発言をいただいているが、前回の委員会終了後、当庁において小学生による模擬裁判を実施したので、その状況について、当日、テレビ報道された際のビデオをご覧いただきたい。

※ ビデオを視聴

## 7 次回期日及び議題等について

- 予定の時間が近づいているので、この辺で意見交換を終了したいが、次回に取り上げる議題等について御意見を伺いたい。
- 少年事件が増えているので、少年事件を取り上げる事はいかがか。
- 少年事件については、家裁となるが、家裁委員会との合同開催という方法もあり得るし、場合によって地裁委員会の中で家裁担当者から説明してもらう点も含めて検討したい。

※ その他、特に意見なし

- 広報、刑事と続けたので、今回は民事事件を主としたガイダンスも計画したいと考えている。まだ未確定ではあるが、民事事件については、模擬の法廷等も検討中である。それらを行ったうえで御意見を伺いたいと思う。

※ 異議なし

次回の開催期日についても、委員の方のご都合を伺い、決定したい。目安としては、6月ないし7月頃を目処としたい。

以 上